

# 公金受取口座登録制度について

公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

デジタル庁 公金受取口座登録制度  
WEBサイト  
QRコード



▶詳しくは [公金受取口座とは](#) [検索](#)

## 高額療養費等支給に係る公金受取口座の利用について

- これまで、高額療養費などの支給を受けるために提出する支給申請書には、振込先の口座情報を記載いただくとともに、口座確認書類（通帳の写し等）の添付が必要でした。
  - このたび、支給申請書提出時のご負担を軽減し、より円滑な支給を実現するために、高額療養費などの支給時に公金受取口座を利用できるようになりました。（※）
- ※ 受取人が被保険者ご本人の場合に限ります。

○ 以下、支給申請書のイメージです。

口座番号等 <small>左詰記載して下さい</small>	
口座名義人 (カタカナ)	
<input checked="" type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。 <small>※ 給付金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します」にチェック（✓）してください。 ※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報（上記太枠部）の記載や通帳の写しの添付等は不要です。</small>	

- 公金受取口座の利用を希望される方はチェックを入れることで、口座情報の記載及び口座確認書類の添付は不要となります。
- ✓ なお、申請前までに公金受取口座登録が済んでいない方は、利用できませんので、チェックを入れないようお願いします。

## 支給申請書申請時における公金受取口座利用の注意点等

- ・ 公金受取口座の利用には、マイナンバーカードの取得が必要です。
- ・ 申請前にマイナポータル等で、公金受取口座登録をお願いします。
- ・ 公金受取口座登録をしていなくても、これまでどおり口座情報を記載し、口座確認書類を提出して申請することで、支給を受けることも可能です。

マイナンバーカードの申請方法、健康保険証利用は裏面へ

# マイナンバーカードをお持ちでない方は

以下の方法等でマイナンバーカードの取得申請をすることができます。

- オンライン申請
- 郵便による申請

申請後、審査を経て、概ね1か月ほどでお手元に交付通知書が届きますので、お住まいの市区町村窓口でカードをお受け取り下さい。

▶ 詳しくは

マイナンバーカード申請

検索

マイナンバー  
カード総合サイト  
QRコード



## マイナンバーカードの健康保険証利用のご案内

マイナンバーカードの健康保険証としての利用により、このようにいいことがあります。

### ○ より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。

### ○ 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで自身の健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。

### ○ オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンになります。

### ○ 健康保険証としてずっと使える！

引越をしても健康保険証としてずっと使えます。

### ○ カードリーダのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる！さらに、災害時にも利用可能！

厚生労働省  
マイナンバーカードの健康保険証利用についてWEB  
QRコード



## マイナンバーカードに関するお問合せ窓口

マイナンバーカードの交付申請、健康保険証利用の申し込み、公金受取口座制度に関するお問い合わせは、以下の電話番号にお願いします。

### マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスでご案内します（ガイダンスの途中でも番号は押せます）。

- ・マイナンバーカードの交付申請について ⇒ 1 ▶ 1
- ・健康保険証利用の申し込みについて ⇒ 4 ▶ 2 ▶ 2
- ・公金受取口座制度について ⇒ 6

マイナンバー総合フリーダイヤル 受付時間（年末年始を除く）

平日 あさ9時30分～よる8時00分  
土日祝 あさ9時30分～夕方5時30分